

みなとファクシミリサービス利用規定

1. 連絡サービスの取扱について、自動受信で受信する場合（受信方式を「自動着信」と指定した場合）は、申込者指定の電話番号をコールし、自動的に送信いただいてもさしつかえありません。
2. 連絡サービスを手動受信で受信する場合で、受信方式を「暗証確認」と指定した場合は、貴社で受信した暗証番号が、届出の暗証番号と一致した場合には、送信した者を申込者とみなし、送信いただいてもさしつかえありません。
なお、受信方式を「ゼロ確認」または、「手動切替」と指定した場合は、連絡サービス時に限り暗証確認を省略してさしつかえありません。
3. 照会サービスの取扱について、貴社で受信した暗証番号および加入者番号が、届出の暗証番号および貴社から別に連絡を受けた加入者番号と一致した場合には、送信した者を申込者とみなし、送信いただいてもさしつかえありません。
4. 振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には既に連絡もしくは回答を受けた内容について、変更または取消してもさしつかえありません。
5. 電話の不通ならびに機械障害その他やむを得ない事由により、連絡・回答が不能または遅延することがあっても異議を申し立てません。
6. (1) 電話番号その他届出事項を変更する場合は、直ちに貴社所定の書面により貴社へ届出ます。
(2) この取扱は、当事者の一方の都合で通知によりいつでも解約することができます。
(3) 届出事項の変更または解約は、貴社の手続が完了したときより有効とします。
(4) 上記(3)の手続完了前に生じた損害については、貴社の責に帰すべき場合を除き、一切の責任を負い、貴社には迷惑をかけません。
7. 申込者が連絡・照会サービス申込口座をすべて解約した場合または所定の手数料の未払が生じた場合、あるいは届出の電話番号による連絡が取れない状況が生じた場合は、申込者に通知することなく貴社がこの契約を解除されても異議を申し立てません。
8. この「みなとファクシミリサービス」の手数料は、貴社所定の料率と計算方法により、1 か月分後払するものとし、毎月貴社所定の日申込者指定の決済口座から、預金通帳および払戻請求書、または当座小切手の提出なしに引落しのうえ収納してください。

9. 登録依頼書により届出た暗証番号について、申込日（変更の場合は変更の申込日）から1年を経過する日までに異議の申出をしなかった場合は、登録依頼書どおり正しく機械登録されたものとして取扱われても異議ありません。
10. この取扱について、かりに紛議が生じても貴社の責によるものを除き、貴社には迷惑をかけません。
11. (1) みなとファクシミリサービス規定（以下「本規定」といいます。）の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、又は、本規定の変更が、みなとファクシミリサービス（以下「本サービス」といいます。）の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本規定を変更することに異議ありません。この場合、改定後の「みなとファクシミリサービス利用規定」が貴社ホームページ上に掲示されることを確認しました。
- (2) 前項の掲示で指定した日（以下「変更日」といいます。）以降は、改定後の規定により取扱われ、変更日以降に申込者が本サービスを利用された場合、改定後の利用規定の内容について承諾したものとみなしてさしつかえありません。申込者は本サービスを利用する際に、ホームページ上の利用規定を確認のうえ利用いたします。

以 上
(2025年1月6日制定)